

生産森林組合の現状と課題

諏訪 実（林野庁経営課）

林野庁経営課は、「林業経営課」ともいうべき課で、森林組合や林業経営体、これらの経営体に勤める林業就業者などを施策対象としている。また、きのこや炭・薪などの特用林産物も所管している。

森林組合法は、森林組合・森林組合連合会・生産森林組合の事業や組織について規定しているが、経営課の森林組合関係の業務は、全国森林組合連合会をトップとする森林組合系統に関するものがほとんどであり、生産森林組合を取り扱うことはあまりないのが実態である。本日の研究大会に際し、生産森林組合について若干整理したので現状等を説明したい。

1. 生産森林組合の現状

生産森林組合は全国で2,949組合存在しているが、これは都道府県知事が認可した数を示している。他方、経営課では、毎年、森林組合一斉調査を実施しているが、その回答のあった生産森林組合は2,300組合にとどまっている。つまり、両者の差である649組合は、調査の回答のない休眠状態というのが実態である（ちなみに、森林組合について600余のすべての森林組合から回答を受けている）。このようなことから、これ以降の説明は、一斉調査への回答のあった2,300組合を対象としている。

生産森林組合の森林面積は32万haと私有林1,440万haの2%程を占めている。1組合あたりの組合員数は88人、森林面積は139haとなっており、その7割は集落有林や共有林、つまり、入会林野的なものを起源としている。

① 組織の概要(2016(H28))

生産森林組合数	2,949 組合	1 組合当たり
組合員数	202 千人	88 人
経営森林面積	319 千ha	139 ha
払込済出資金	243 億円	1,055 万円
現金払込出資金	47 億円	205 万円
現物払込出資金	196 億円	850 万円
常勤役員数	166 人	0.07 人
常勤職員数	35 人	0.02 人

資料：林野庁「平成28年度森林組合統計」
注：生産森林組合数は、都道府県知事が認可した組合数。その他は「生産森林組合調査票」を提出した2,300組合についての数値。「1組合当たり」は、調査票提出組合数で除した数値。

② 設立動機別組合数(2016(H28))

区分	組合数	(%)
兼落有林の共同経営	1,351	59%
記名共有林の共同経営	321	14%
市町村有林等払下林の共同経営	254	11%
個人有林の現物出資に基づく共同経営	244	11%
その他	130	6%
計	2,300	100%

資料：林野庁「平成28年度森林組合統計」
 注：1)調査票を提出した組合についての数値。
 2)「その他」は、国有林払下林の共同経営、国有林に防林を
 設定して共同経営等。

2. 生産森林組合の森林と施業

生産森林組合の森林のうち、自ら土地を所有している森林は、32万haの7割の21.8万ha、残りは分収林等となっている。なお、人工林と天然林の割合は概ね半々となっている。施業の実施状況を見ると、比較的多くの組合で取り組まれている保育でも全体の13%にあたる295組合で実施されているに過ぎず、間伐、主伐・新植については、それぞれ、6%、1%の組合で実施されているにとどまっている。なお、重複を排除し、新植・保育・間伐・主伐のいずれか施業を実施した生産森林組合は393組合となっている。

① 経営方法別の森林面積(2016(H28))

区分	所有林	分収林	その他	計
組合数	2,090	654	848	2,288
面積 (千ha)	218	43	58	319
割合(%)	68%	14%	18%	経営方法 別のし

資料：林野庁「平成28年度森林組合統計」
 注：1)調査票を提出した組合についての数値。
 2)「組合数」は、1つの組合で複数の経営方法があるため内訳と計は一致しない。
 3)「所有林」は、組合が土地を所有し自ら施業経営を行っているもの。
 4)「分収林」は、組合は土地を所有せず、分収林契約等により施業経営を行っているもの。
 5)「その他」は、組合が土地を所有し、他の事業者
 に施業させているもの。

② 施業別の事業実施状況(2016(H28))

区分	新植	保育	間伐	主伐
実施組合数	28	295	137	25
割合(%)	1%	13%	6%	1%
実施面積(ha)	108	2,061	1,018	98
実施組合1組合当 たりの実施面積 (ha)	3.9	7.0	7.4	3.9

資料：林野庁「平成28年度森林組合統計」
 注：1)調査票を提出した組合についての数値。
 2)「割合」は調査票を提出した組合に対する割合。
 3)「保育」には切り捨て間伐が含まれる。
 4)「間伐」は利用間伐。
 5)新植・保育・間伐・主伐のいずれかを実施した生産
 森林組合は393組合。

3. 生産森林組合の販売状況

生産森林組合の販売状況をみると、事業収入のある生産森林組合は632組合と、施業を実施した393組合よりも多くなっている。この要因は、土地の貸付など「その他」の区分の収入があった生産森林組合が397組合あるためであり、立木・木材・きのこの販売収入のあった生産森林組合は延べ数でも301組合で、1組合当たりの販売高は210万円となっている。

①経営方法別の森林面積(2016(H28))

区分	立木 販売	木材 販売(丸太 等の販売)	きのこ類 販売	その他	計
実施組合数(%)	128(6%)	156(7%)	17(1%)	397(17%)	632(27%)
数量	124千m ³	75千m ³	7千kg	-	-
販売高(百万円)	288	376	11	624	1,298
実施組合1組合当たり の販売高(百万円)	2.3	2.4	0.6	1.6	2.1

資料：林野庁「平成28年度森林組合新計」

注：1)「素材(丸太)等」は、一般用材、パルプ用材、杭丸太等。
 2)「その他」は、施設利用料、貸付料等。
 3)「割合」は、調査票を提出した組合に対する割合。
 4)複数の区分で実績のある組合があるため、「組合数」、「割合」、「1組合当たりの販売高」の内訳の数値を合計したものは「計」と一致しない。

4. 生産森林組合制度の見直し

生産森林組合に関しては、2016年5月の森林組合法の改正により、株式会社・合同会社・認可地縁団体への組織変更の規定等を整備し、昨年4月から施行されている。旧制度では別組織への移行には生産森林組合の解散手続きが必要であったが、この改正により組織変更のワンステップ手続きのみで、新しい法人形態に移行できることとなった。この組織変更の規定は、2016年度から施行されている改正農業協同組合法の組織変更規定に類似するものであり、専門農協が株式会社や一般社団法人へ組織変更した実績は17件となっている(2018年7月1日時点)。生産森林組合の組織変更の規定の施行から1年が過ぎ、昨年度の実績が集まってきたので状況をお知らせしたい。

5. 生産森林組合の解散・合併の状況および組織変更の実績

生産森林組合は、近年、30～50組合が解散している。解散を選択する主な理由は法人税の負担の問題であり、この故、解散後の森林の管理形態は認可地縁団体が過半を占める結果となっている(このほかは記名共有や売却)。

改正森林組合法に基づく組織変更の実績は、昨年4～12月は1組合であるが、本年1～3月に5つの組合の組織変更が認可されているので、昨年度の実績は6組合ということになる。

変更後の組織は全て認可地縁団体であり、株式会社・合同会社への組織変更はなかった。組織変更の理由は、高齢化や人的不足などとなっている。

	2013(H25)年度	2014(H26)年度	2015(H27)年度	2016(H28)年度	2017(H29年度) (-12月)
組合数	3,079	3,044	3,001	2,949	2,932
解散による減	32	41	37	54	17
うち組織変更					※ 1
合併による減	1	2	0	0	0

6. 生産森林組合組織変更に当たっての課題

組織変更の実績は6件にとどまっているが、都道府県からの照会は100を超えている。これに基づき、生産森林組合を巡る状況を紹介したい。

まず、役員が全員亡くなっている、組合員名簿が整理されていないといった組織変更以前の問題が多い。役員が不在の場合、行政庁（都道府県知事）が一時役員を選任を行うなどの手続きが森林組合法に定められており、この手法の周知が必要と考えている。

生産森林組合が組織変更する場合、認可地縁団体を選択することがほとんどであるが、その地域に既存の認可地縁団体があると組織変更の手続規定は使えないため、この点に関する苦情・要望が多かった。また、仮に既存の認可地縁団体がない場合でも、新興住宅地など組合員数よりも地域住民が多い地域では、認可地縁団体への移行ができないという事例も多数寄せられた。また、組織変更の認可は都道府県知事である一方、認可地縁団体設立の同意・告示は市町村長であるため、生産森林組合の組織変更計画の認可日と認可地縁団体の告示日の調整など都道府県と市町村の連携が必要との声もあった。

その他、現物出資の持分に代わる金銭を支払う時の金額や、分収契約の地上権・持分の取扱、各種税金などさまざまな課題が浮き彫りとなった。

全体を通しては、各種の事務手続が煩雑である旨が指摘されている。事務職員等が存在しない生産森林組合では手続を進めることができずに足踏みをしている状況になっている。経営課では、森林組合法の改正にあわせて、「生産森林組合の解散と清算及び組織変更の手続きについて」というマニュアルを整備したが、制度発足から1年半を経て、追加すべき点も明らかになってきたと認識している。生産森林組合の組織変更に取り組んでいただいた都道府県・市町村のほか、生産森林組合の方々の意見を集約し、マニュアルの改訂を進めたい。

7. 入会林野・財産区の状況

以上が生産森林組合の状況であるが、生産森林組合に関連し、入会林野や財産区にも触れておきたい。入会林野・旧慣使用林野は、集落の慣習により薪炭材や草等の採取に使われていた山林原野であり、経営課が把握している範囲では、全国に8,276集団、約45万ha存在している（100万～150万haという推計値もある）。

また、財産区は、市町村合併の際に旧市町村に残された山林であり、総務省統計で2,365区、53.2万haが存在している（林野庁統計・センサスは30万ha強）。

生産森林組合・入会林野・財産区等は、旧来の集落や村の構成員が共同使用していた山林を源としているものであり、その面積を単純に足し上げれば100万～200万ha、私有林の約1割に及ぶこととなる。これらの一部については水源林造成事業や林業公社による分収造林が行われているものの、これ以外の森林については十分な管理や活用がなされていない可能性もある。

このような広大な森林が、手つかずのまま、ある意味、「死蔵」されることは看過できるのではなく、当面、入会林野近代化法による整備が進んだ入会林野の状況等の調査を進めたいと考えている。東日本入会・山村研究会の皆様のご協力・ご支援をお願いしたい。